

【記載例 6】

国外転出時課税（所得税法第60条の2第1項）の申告をした方が、国外転出の日から5年（納税猶予の期限を延長している場合は10年）以内に帰国等をしたときに、国外転出時課税に係る課税の取消しを行い、修正申告書を提出する場合

国外転出時課税に係る課税の取消しにより修正申告書を提出する場合は、「申告書第五表」の所得金額に関する事項の「異動の理由」欄に、次の理由を記載して下さい。

課税の取り消し自由	異動の理由
国外転出時課税の申告をした方が、国外転出の日から5年（納税猶予の期限を延長している場合は10年）以内に帰国等をした場合	令和〇年〇月〇日帰国による国外転出時課税の課税取消し
国外転出時課税の申告をした方が、国外転出の日から5年（納税猶予の期限を延長している場合は10年）以内に国外転出の時に所有等していた有価証券等又は未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引に係る契約を贈与により居住者に移転した場合	令和〇年〇月〇日贈与による国外転出時課税の課税取消し
国外転出の日から5年（納税猶予の期限を延長している場合は10年）以内に国外転出時課税の申告をした方が死亡し、国外転出の時に所有等していた有価証券等又は未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引に係る契約の相続又は遺贈を受けた者の全てが居住者となった場合	令和〇年〇月〇日相続による国外転出時課税の課税取消し

令和 **03** 年分の 所得税及び復興特別所得税 の修正申告書 (別表)

2500

第五表

住所  
又は  
事務所  
居所など

フリガナ  
氏名

整理番号

○ 修正前の課税額 (単位は円)

事業等	①	
農業	②	
不動産	③	
利子	④	
配当	⑤	500000
給与	⑥	
公的年金等	⑦	
雑業務	⑧	
その他	⑨	
⑦から⑨までの計	⑩	
総合譲渡・一時	⑪	
合計	⑫	500000
※ 上場株式等の譲渡所得等	⑬	30000000
※	⑭	

所得

社会保険料控除	⑮	
小規模企業共済等掛金控除	⑯	
生命保険料控除	⑰	

差引所得税額 (48)

修正申告によって異動した事項

所得金額に関する事項

所得の種類	種目・支払者の名称等	収入金額	必要経費
上場株式等の譲渡所得等	〇〇証券□□支店	0 円	円
異動の理由	令和〇年〇月〇日帰国による国外転出時課税の課税取消し		

第3期分の税額 (58)

納付される税金 (59)

修正申告により増加する税額等

申告納税額の増加額 (60)	
第3期分の税額の増加額 (61)	00

修正申告によって異動した事項

所得金額に関する事項

所得の種類	種目・支払者の名称等	収入金額	必要経費
		円	円

第五表は、申告書Bの第